

3. イスラエル

3. イスラエル

(1) 商標法の動向等

1) イスラエルでは、2010年9月1日からマドリッド協定議定書が発効している。

2) 商標に関する法令は、1938年11月21日に1938年商標令として施行され、その後、新ヘブライ語版の商標令[新版]573-1972が再交付され、その後、幾度の改正が行われた。最新の改正法は、2010年7月7日に施行されている^{1,2}。以下、最新の商標令(新版)573-1972を「商標令」という。

3) 商標に関する規則は、1940年に施行された商標規則1940が適用される。その後、幾度の改正が行われ、最新の改正は2015年6月1日に行われている³。

これ以外に、マドリッド協定議定書に対応し、国際登録出願に関する規則を規定する商標規則(マドリッド協定議定書施行)2007が存在する。商標規則(マドリッド協定議定書施行)2007の最新の改正は、2016年4月20日に行われている⁴。

以下、最新の商標規則1940を「商標規則(一般)」、最新の商標規則(マドリッド協定議定書施行)2007を、「商標規則(マドプロ)」という。

4) 商標登録のための国際出願の審査ガイドライン⁵(以下「ガイドライン」という)が

¹ (ヘブライ語版) ILPO ホームページ (<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Pages/Default.aspx>) → 「עדימ יטפשמ (法的情報)」 → 「מיקוח תונקותו (法令)」(下記リンク先) → 「לשת"ב-1972, [נחסו שדח], תדוקפ ינמיס רחסמ (商標令[新版]573-1972)」をクリックすることで入手可能。

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/legalinfo/Pages/patentregulations.aspx> [最終アクセス日:2018年1月31日]

² (英語版) ILPO ホームページ→最上部の「English」→「Departments」→「Trademarks」→「Trade-Marks Legislation」→「New Trade Marks Ordinance-Israel」をクリックすることで入手可能。

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/trademarks/Documents/New%20Trade%20Marks%20Ordinance-Israel.pdf> [最終アクセス日:2018年1月31日]

または、WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/>) → 「Knowledge」→「IP laws and treaties」の「WIPO Lex - IP laws and treaties at your fingertips」→「IP Legislation」の「WIPO/WTO/UN Members」で「Israel(78)」、及び「Subject Matter」で「Trademarks」を選択し、「Seach WIPO Lex」をクリック→「Trade Marks Ordinance (New Version), 5732-1972 (consolidated version of 2010)」→「Trade Marks Ordinance (New Version), 5732-1972 (consolidated version of 2010)」の「PDF」をクリックすることで入手可能。

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=341340 [最終アクセス日:2018年1月31日]

³ (ヘブライ語版) 脚注1と同一リンク先→「1940, תונקות ינמיס רחסמה, (商標規則1940)」をクリックすることで入手可能。最新の改正に対応する英語版はない(2018年1月31日現在)。

⁴ (ヘブライ語版) 脚注1と同一リンク先→「2016 ללוח ווקית - 2007 - ששת"ז, (סושיי לוקוטורפ דירדמ), תונקות ינמיס רחסמ (国際登録出願に関する規則を規定する商標規則(マドリッド協定議定書施行)2007)」をクリックすることで入手可能。最新の改正に対応する英語版はない(2018年1月31日現在)。

⁵ (ヘブライ語版) ILPO ホームページ→「תקלחמ תושרה (当局的部署)」の右のメニュー内の「תקלחמ ינמיס רחסמ (商標局)」→「תוארה הדובע (作業指示書)」→「תניחב השקב תימולניב (国際出願の審査)」(下記リンク先)→「ינמיס רחסמ תימולניב (第16版30.13-商標登録のための国際出願の審査)」をクリックすることで入手可能。

http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/trademarks/HoraotAvoda/Pages/International_Exam.aspx [最終アクセス日:2018年1月31日]

公表されている。これには、国際登録出願に対する登録官の審査手順や暫定的拒絶通報の見本等が記載されている。

5) イスラエル特許庁 (Israel Patent Office、以下「ILPO」という) は、2006年3月8日の政府決議第4722号に基づき運営されている。

(2) 商標の定義

1) 商標

商標の定義は、商標令第1条に規定されている。商標とは、製造若しくは取引を行う商品に関して使用される、又は使用されることが意図された標章である (商標令第1条)。

2) 登録可能な標章

2次元又は3次元の文字、数字、言葉、図案、記号、又はそれらの組み合わせであって、第三者の商品から所有者の商品を識別できる標章であれば、商標として登録可能である (商標令第1条、第8条(A))。

商標は、全体又は一部を、特定の単色又は複数色に限定することができ、商品の識別力を決定する上で考慮される。また、登録された商標において色の制限がなければ、すべての色に関して登録されたものみなされる (商標令第9条)。

つまり、文字標章、図形標章、記号標章、立体標章、混合標章 (文字、図形、記号、立体的形状などを組み合わせた標章) 又は音響標章は、商標として登録され得るが、芳香標章、味覚標章、触覚標章及び視認できない他の標章は登録されない⁶。

3) 証明標章

証明標章とは、事業を行う者以外の者が使用することを意図した標章であって、商品の出所、構成物、製造方法、品質、若しくはその他の特性について証明するもの、又はサービスの性質、品質、若しくは種類を証明するものである (商標令第1条)。

証明標章は、権利者が商標によって指定される特性を保証する能力を有していると認められれば、識別力を有していなくても登録される (商標令第14条(A)、(B))。

証明標章の譲渡は、登録官の許可が必要である (商標令第14条(C))。

登録官への譲渡許可の申請はいつでも可能であり、その手数料は314新シクル (以下、NISと記す) である⁷。

イスラエルに住所を有さない者 (以下「在外者」という) がこの申請を行う場合には、現地代理人を介して申請を行う必要がある。

⁶ 「MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD Vol. 6」イスラエル編 (AIPPI・JAPAN、2016年10月追補版) 23 ページ「[7]その他の商標」の項を参照。

⁷ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

4) 団体標章

団体標章とは、標章によって指定された商品又はサービスに関心を有する者で構成された団体に属する標章又はサービスマークであり、その構成員はその商品又はサービスに関して同一の標章を使用、又は使用する意思を有するものである（商標令第1条）。

団体標章は、団体の構成員による使用が意図され、その団体が構成員による商標の使用を管理していると認められれば登録される（商標令第15条(A)）。

団体標章の譲渡は、登録官の許可が必要である（商標令第15条(C)）。

登録官への譲渡許可の申請はいつでも可能であり、その手数料は314 NISである⁸。

在外者の場合、この申請は、現地代理人を介して行う必要がある。

5) 連合商標、連続商標、及び保証商標

連合商標制度、連続商標制度は採用されていない⁹。

連合商標制度は、同一人が保有する類似関係にある商標を連合商標として関連付け、出所混同を防止するために、連合商標の分離移転を禁止する制度である。日本ではかつて連合商標制度を採用していたが、平成9年度に、不使用商標が過剰に確保されることなどを理由に廃止された。

連続商標制度は、商標の本質的部分が互いに近似し、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない部分のみが相違している複数の商標を連続商標として出願できる制度である。

また、保証商標制度も採用されていない¹⁰。

6) 周知商標

周知商標とは、イスラエルでよく知られており、加盟国の市民である者、その加盟国の永住者、又はその加盟国で実際に事業を行っている若しくは製造施設を有する者に所有されている標章である。その標章がイスラエルに登録されている商標でない場合、又はイスラエルで標章の使用がない場合であっても、商標がイスラエルで周知かどうかを判断する際には、とりわけ、標章が公共の関連部門に知られている程度とマーケティングの結果として知られている程度が考慮される（商標令第1条）。

第三者の使用が商品と登録商標の権利者との関連性を示すおそれがあり、かつ登録商標の権利者がその使用によって被害を受けるおそれがある場合には、いずれの分類の商品であっても、登録商標である周知商標、又はそれに類似する商標の使用は、侵害行為とされ

⁸ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

⁹ 脚注6の22-23ページ「[5]連合商標」及び「[6]連続商標」の項を参照。

¹⁰ WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 「中段の「WIPO|Madrid」 → 「Madrid e-services」の「Member Profiles Database」を順にクリックし、「Step 1: Which member(s) are you interested in?」で「Israel」に、「Step 2: What type(s) of information are you looking for?」で「All available information」にチェックを入れ、「Search」をクリックすると、下記リンク先に接続される。下記リンク先の「Types of trademarks that can be protected」の項を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/result?countries=9159&datafields=9577,9578,9580,9581,9579,9584,9582,9583,9640,9639,9595,9621,9608,9612,9618,9606,9619,9610,9615,9611,9609,9616,9620,9607,9614,9613,9617,9625,9623,9627,9626,9624,9622,9628,9591,9588,9586,9590,9592,9585,9589,9593,9594,9587,9596,9604,9597,9601,9600,9602,9603,9598,9605,9599,9638,9634,9635,9636,9637,9633,9630,9632,9629,9631> [最終アクセス日：2018年1月31日]

る（商標令第1条）。さらに、同じ分類でない商品であっても、登録しようとしている標章の指定商品と登録商標である周知商標の権利者との間の関係を示す場合であって、かつ周知商標の権利者が、登録しようとしている標章の使用の結果として被害を受けるおそれがある場合、登録商標である周知商標と同一又は類似の標章は登録されない（商標令第11条(14)）。このため、登録周知商標は保護されている。

また、周知商標が登録されていない場合であっても、その商標が周知である商品又は記載が同じ商品に関して、周知商標又はそれと紛らわしい類似の標章の使用は、侵害行為とされる（商標令第1条）。さらに、周知商標が登録されていなくても、周知商標が周知である商品又は同種の商品について周知商標と同一の又は混同が生じるほど類似している標章は登録されない（商標令第11条(13)）。これらの点で、未登録周知商標も保護されている。

（3）方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、イスラエルを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

1）標章（THE MARK）【願書の第7欄】

商標の定義は、上記「（2）商標の定義」に記載のとおりである。

（i）標準文字／表彰的な標章

標準文字制度がある。

（ii）色彩又は色彩の組み合わせそのものよりなる標章

単色で構成される又は複数色の組み合わせによって構成された色彩標章は、例外的な状況において識別力を獲得した証拠を提出すれば、登録可能である¹¹。この証拠が必要な場合には、暫定的拒絶通報が発行されるので、その応答時に証拠を提出する必要がある¹²。

証拠として、以下の事項を記載した宣誓供述書を提出しなければならない¹³。

(a) 使用開始日

(b) 使用範囲

(c) 指定商品の範囲

(d) 販売量

(e) 顧客の詳細

(f) 広告への投資

(g) 標章が識別力を獲得したという主張を補強するその他のデータ。

上記宣誓供述書に加えて、名義人はインボイス、出版物内の記事、宣伝広告などの印刷

¹¹ 脚注6の22ページ「[1]色彩商標」の項を参照。

¹² ILPOへの質問票調査の回答に基づく。

¹³ 同上。

物を提供する必要がある。また、標章が識別力を獲得したことを証言できる顧客及びサブライヤーの宣誓供述書を提出することも望ましい¹⁴。

在外者の場合、証拠の提出は、現地代理人を介して行う必要がある。

2) その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第9欄】

(i) 標章音訳及び標章の翻訳

標章に、ヘブライ語又はアラビア語で記述されていない単語が含まれている場合、その単語をヘブライ語に翻訳し、その単語をラテン文字に翻字することが求められる(商標規則(一般)第21規則)。しかし、国際登録出願が英語で提出された場合、商標規則(一般)第21規則は適用されない(商標規則(マドプロ)第13規則(3))。そのため、標章音訳はラテン語、標章の翻訳に英語訳を用いることが望ましい。

(ii) 音響標章

音響標章は、登録可能である。音響標章の登録出願は、音符を含む曲譜と、ILPOで音を聴くことを可能にするデジタルファイルの添付が求められる¹⁵(商標規則(一般)第15規則)。

国際登録出願の場合は、その出願時には音符を含む曲譜で十分であるが、審査の段階でデジタルファイルの提出が求められる。在外者の場合、デジタルファイルの提出は、現地代理人を介して行う必要がある¹⁶。

(iii) 団体標章

構成員規約の認証された写し及び構成員に所属させる管理を示すその他の資料の添付は不要であるが、ILPOが審査のために必要であると判断した場合には、それらの資料の提出が求められることがある(商標規則(マドプロ)第13規則(5)、商標規則(一般)第28規則)。

団体標章の使用規約を提出する必要がある。具体的には、暫定的拒絶通報の発行日から3か月以内に提出しなければならない。ただし、使用規約の要約で十分である。また、この使用規則の言語は、英語、ヘブライ語又はアラビア語である必要がある¹⁷。

使用規約の提出は、現地代人を介して行う必要がある¹⁸。

(iv) 証明標章

権利者が商標によって指定される特性を保証する能力を有することを裏付ける書類の提出が求められる¹⁹。この書類は、暫定的拒絶通報の発行日から3か月以内に提出しなけれ

¹⁴ ILPOへの質問票調査の回答に基づく。

¹⁵ 脚注10のリンク先の「Requirements for representation of mark」の項を参照。

¹⁶ ILPOへの質問票調査の回答に基づく。

¹⁷ 脚注10のリンク先の「Additional requirements for protection of collective, certification and guarantee marks」の項を参照。

¹⁸ ILPOへの質問票調査の回答に基づく。

¹⁹ 脚注10のリンク先の「Additional requirements for protection of collective, certification and guarantee marks」の項を参照。

ばならない。

3) 商品及び役務（サービス）の指定（GOODS AND SERVICES）【願書の第10欄】

一つの出願で、複数の分類を指定することが可能である（商標令第17条(B)）。

商品及びサービスについては、最新のニース分類が適用されている。また、ニース分類の第2類、第13類、第14類、第15類、第18類、第22類、第23類、第24類、第25類、第26類、第27類、第32類、第33類、第34類の類見出し（Class Heading）が使用可能である。他の分類の類見出しは使用しない方がよい。

また、類見出しに、次の用語を使用することは認められない²⁰。なお、ガイドラインの付録A2に、拒絶される類見出しの詳細が記載されている。

- ・第1類：工業用、科学用、写真用、農業用、園芸用及び林業用の化学品
- ・第5類：医療用剤、医療用薬剤（医薬品が使用されている疾患又は治療の表示が必要）
- ・第6類：一般の金属及びその合金、鉄製品、小型金属製品、一般の金属からなる物品
- ・第7類：機械及び工作機械
- ・第8類：手持ちの工具及び器具（手動式のもの）
- ・第9類：科学用、航海用、測量用、写真用、映画用、光学用、計量用、測定用、信号用、検査（監視）用、救命用及び教育用の機器
- ・第10類：医療用の機器
- ・第35類：広告、事業の管理、事業の運営、事務処理（特徴付けられた物品の性質又は分野に関して明確な指示が必要）
- ・第37類：取付けサービス、修理サービス（修理又は取り付けられる物品の性質の明確化が必要）
- ・第38類：電気通信
- ・第40類：材料処理
- ・第42類：科学的並びに技術的サービス、及びこれらに関する調査並びに設計
- ・第45類：個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス
- ・全分類：上記の用語で示される材料から作られた商品

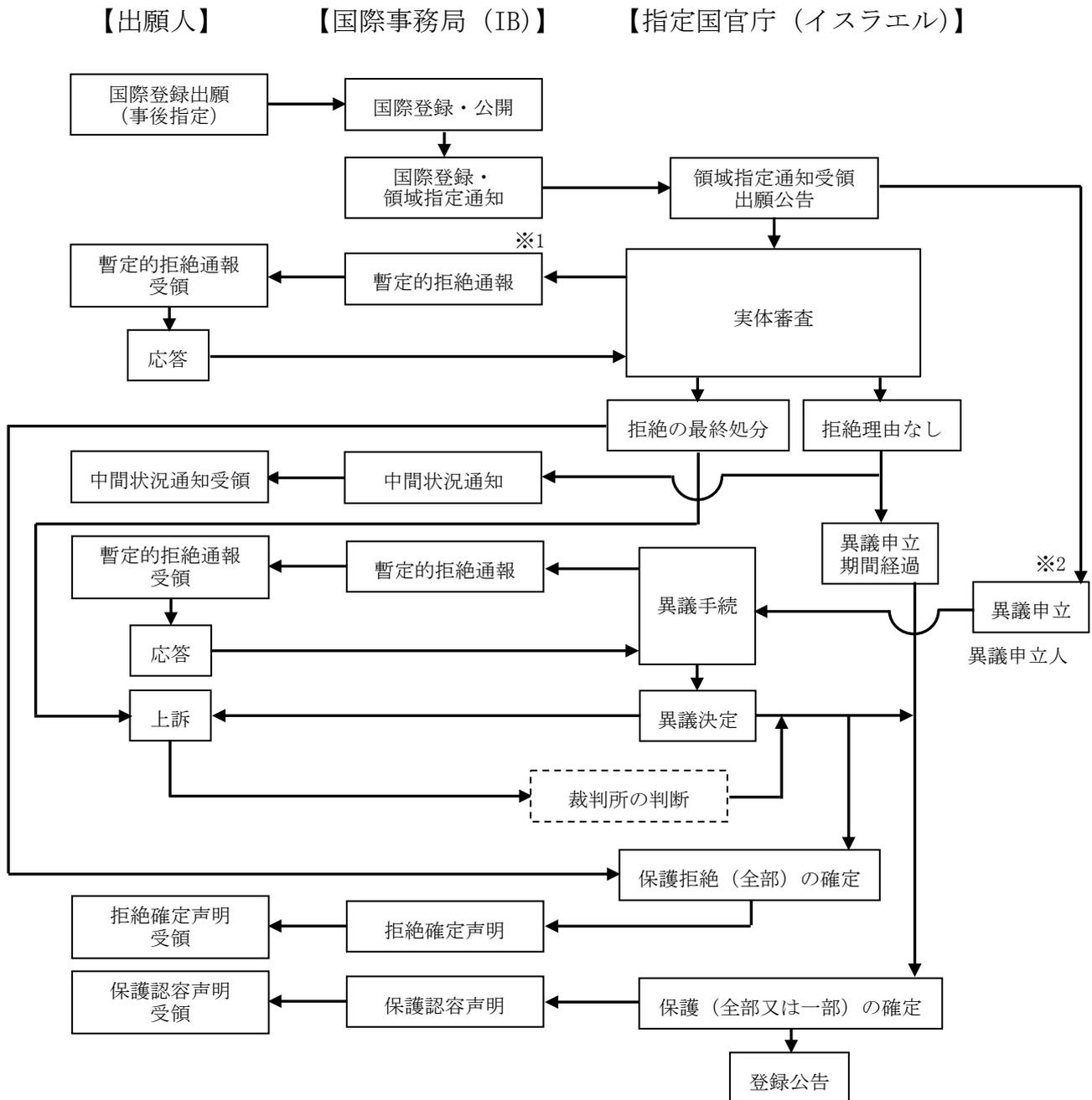
（4）審査

①実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。

²⁰ 脚注10のリンク先の「Information on classification practices」の項を参照。

図：実体審査の概略フロー



※1 領域指定通知から 18 か月以内
 ※2 異議申立期間は出願公告から 3 か月間

(出願)

イスラエルを領域指定した国際登録出願は、名義人の本国官庁を経て WIPO 国際事務局に受理される。その出願は、国際事務局にて方式審査を行い、方式に欠陥がなければ、国際登録簿に登録されると共に公表される (マドリッド共通規則第 14 規則(1)、第 32 規則(1) (a) (i))。

(出願公告)

ILPO に対して国際登録の通知（領域指定通知）が行われ（マドリッド協定議定書第 3 条 (4)）、領域指定通知を受けた ILPO は、国際登録を公告する（商標令第 23 条、商標規則（一般）第 33 規則(1)）。この公告の内容は、下記ウェブページから閲覧することができる。内容は、英語及びヘブライ語で表示される。

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/trademarks/Pages/TrademarkDiary.aspx> [最終アクセス日：2018 年 1 月 31 日]

(審査)

出願公告後、ILPO は国際登録の実体審査を実施する。具体的には、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由（詳細は後述する）について審査が実施される。

審査は、出願の有効日順で行われる（ガイドライン 4.2）。

相対的拒絶理由の一つである、類似若しくは同一の商品又はサービスに関連して、先に登録された商標と同一又は混同を生じる程度に類似する標章に該当する場合であって、その先に登録された商標が取消し又は無効の訴訟手続中である場合には、審査は停止される（ガイドライン付録 A 14.1.3）。

(暫定的拒絶通報)

国際登録出願に拒絶理由がある場合には、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に暫定的拒絶通報が通知され、反論の機会又は補正の機会が与えられる（マドリッド協定議定書第 5 条(1)、(2) (a)、(b)、(3)）。なお、暫定的拒絶通報は、必要に応じて、国際事務局が ILPO に国際登録の領域指定を通知した日から 18 か月以内に発行される。

暫定的拒絶通報に対する応答期間は、暫定的拒絶通報を発行した日から 3 か月である²¹（商標令第 22 条(A)、商標規則（一般）第 24 規則(B)、第 25 規則(A)、第 26 規則(A)）。ただし、手数料（1 か月ごと 73 NIS）を支払い、書面で請求すれば、応答期間の延長が認められる²²（商標令第 22 条(B)）。延長期間は 8 か月まで認められる²³。つまり、暫定的拒絶通報に対する応答期間は、ILPO が暫定的拒絶通報を発行した日から最大で 11 か月である。

暫定的拒絶通報への対応としては、指定商品又はサービスの減縮等がある。

また、登録官は、商品名や商品分類について明確でない場合、暫定的拒絶通報において、商品名や商品分類について提案することができる（ガイドライン付録 A 6.1）。その提案に同意の旨、応答することができる。

²¹ 脚注 10 のリンク先の「Time limit to respond to ex officio provisional refusal」及び「Calculation of time limit to respond to ex officio provisional refusal」の項を参照。

²² 脚注 10 のリンク先の「Option to extend time limit to respond to ex officio provisional refusal. Requirements for extension of time limit」の項を参照。

²³ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

(異議申立て)

詳細は「(9) 異議」に記載するが、イスラエルでは付与前異議申立制度が導入されており、国際登録のイスラエルでの公告の日から3か月間が異議申立期間となる²⁴。国際登録の領域指定がILPOに通知された日から18か月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が発行される可能性がある場合には、その旨を示す中間状況通知が国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人になされる。ILPOは、異議申立期間の終了日から1か月以内に、異議申立があれば、暫定的拒絶通報が国際事務局を通じて国際登録出願の名義人に通知される。

その応答期間は、暫定的拒絶通報の発行日から2か月である²⁵(商標規則(一般)第37規則)。ただし、書面での請求とともに、手数料(1か月ごと73NIS)の支払い及び延長を正当化する証拠の提出を行えば、応答期間の延長が認められる²⁶。延長期間は8か月まで認められる²⁷。つまり、暫定的拒絶通報に対する応答期間は、ILPOが暫定的拒絶通報を発行した日から最大で10か月である。

(拒絶確定)

ILPOの実体審査で指摘された拒絶理由、又は異議申立てによる拒絶理由が解消されない場合には、拒絶が決定される。

拒絶の決定については、地方裁判所に上訴することができる。さらに地方裁判所の決定については、最高裁判所に上訴することができる。

拒絶決定が覆らない場合には拒絶が確定され、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に拒絶確定声明が通知される(マドリッド共通規則第18規則の3(3)、(5))。

(保護の決定)

ILPOの実体審査で指摘された拒絶理由が解消され、かつ異議申立てがない又は異議申立てがあったが拒絶理由がない場合には、保護付与が認容され、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に保護認容声明が通知される(マドリッド共通規則第18規則の3(1)、(2))。

この場合、イスラエル内の登録簿に登録され、その商標が国際登録出願された旨が示される(商標令第56G条)。

②審査内容

イスラエルを指定する国際登録に対して、通常のイスラエル商標出願と同様に、絶対的

²⁴ 脚注10のリンク先の「Time limit to file opposition」及び「Calculation of time limit to file opposition」の項を参照。

²⁵ 脚注10のリンク先の「Time limit for holder to respond to opposition」及び「Calculation of time limit to respond to provisional refusal based on opposition」の項を参照。

²⁶ 脚注10のリンク先の「Oppositions」の「Extension of time limit to respond to a provisional refusal based on an opposition. Requirements for extension of time limit」の項を参照。

²⁷ ILPOへの質問票調査の回答に基づく。

拒絶理由及び相対的拒絶理由に関して実体審査が行われる。

③暫定的拒絶通報の期間

暫定的拒絶通報の発行期間の延長の宣言を行っており²⁸、国際事務局が ILPO に国際登録の領域指定を通知した日から 18 か月以内に暫定的拒絶通報を行う（マドリッド協定議定書 5 条(1)、(2) (a)、(b)）。

ILPO は、国際事務局から国際登録の領域指定を通知された日から、約 12～13 か月以内に暫定的拒絶通報を発行するようである²⁹。

④絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由には、以下のものが含まれる。

- (a) 識別性を有しない標章（商標令第 8 条(a)）
- (b) 大統領とのつながりを示唆する標章（商標令第 11 条(1)）
- (c) 国又はその機関の旗章並びに記章、公の紋章、及びこれに類似する標章（商標令第 11 条(2)、(3)）
- (d) 「特許 (Patent)」、「特許済 (Patented)」、「国王の特許状により (By Royal Letters Patent)」、「登録済 (Registered)」、「登録意匠 (Registered Design)」、「著作権 (Copyright)」及び「これらの模倣は偽造罪を構成する (To counterfeit this is forgery)」等の言葉を含む標章（商標令第 11 条(4)）
- (e) 公の秩序又は道徳に害するおそれのある標章（商標令第 11 条(5)）
- (f) 公衆を欺くおそれのある標章、出所の虚偽表示を含む標章、又は不正競争を助長するおそれのある標章（商標令第 11 条(6)）
- (g) 専ら宗教的意味を有する記章と同一又は類似の標章（商標令第 11 条(7)）
- (h) 同意が得られていない限り、人の肖像を含む標章（商標令第 11 条(8)）
- (i) 特定の商品若しくは商品の種類を区別するために取引上通常して使用され、又はその性質及び品質に直接言及している数字、文字又は言葉からなる標章（商標令第 11 条(10)）
- (j) 通常は地理的表示又は姓を表す標章（商標令第 11 条(11)）
- (k) 地理的表示を含む、ワイン又は蒸留酒の標章であって、当該ワイン又は蒸留酒の原産地がその表示の場所ではない標章（商標令第 11 条(12)）
- (l) 他人若しくは事業者の名称と同一又は類似する、或いはそのような名称と同一若しくは類似する名称を含む標章（商標令第 12 条）

²⁸ 脚注 10 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

²⁹ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

⑤相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由には、以下のものが含まれる。

- (a) 類似若しくは同一の商品又はサービスに関連して、先に登録された商標と同一又は混同を生じる程度に類似する標章（商標令第 11 条(9)）
- (b) 周知商標と同一又は混同を生じる程度に類似する標章（商標令第 11 条(13)、(14)）
- (c) 類似若しくは同一の商品又はサービスに関連して、先に出願され、まだ係属中の商標と同一又は混同を生じる程度に類似する標章³⁰（商標令第 29 条(A)）

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

①暫定的拒絶通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

1) 暫定的拒絶通報の見本は次ページ以降のとおりである。

2) 暫定的拒絶通報に使用される言語は、英語である³¹。

3) 暫定的拒絶通報には、全部拒絶の場合と一部拒絶の場合がある。例えば、国際登録出願の指定商品又はサービスのいくつかだけに拒絶理由がある場合には、一部拒絶の暫定的拒絶通報の対象となる³²。

全部拒絶の暫定的拒絶通報に応答しない場合には、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される。一部拒絶の暫定的拒絶通報に応答しない場合には、拒絶理由がない分類についてのみ商標登録がなされる³³。

³⁰ これは、競合出願と呼ばれ、両者の合意により解決される。合意に至らない場合、登録官が、提出された証拠に基づき登録される者を決定する。

³¹ 脚注 10 のリンク先の「Language in which Office issues notifications」の項を参照。

³² 脚注 10 のリンク先の「Partial ex officio provisional refusals」の項を参照。

³³ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

暫定的拒絶通報の見本



Israeli Patent Office, Trademarks Department

1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5,
Jerusalem, 9695101, Israel
Fax: 972-2-6467026
E-mail: trademarks@justice.gov.il

NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL 暫定的拒絶通報 According to Madrid protocol, Rule 17(1)

I.	Date of the notification of provisional refusal:	暫定的拒絶通報の発行日
II.	International Registration Number:	国際登録番号
III.	Name of the holder:	国際登録の名義人
IV.	<input checked="" type="checkbox"/> Provisional refusal based on an <i>ex officio</i> examination	拒絶の基礎
	<input type="checkbox"/> Provisional refusal based on an opposition	(職権又は異議)
V.	<input type="checkbox"/> Provisional refusal for all the classes	
	<input checked="" type="checkbox"/> Provisional refusal for some of the classes:	
		拒絶の範囲 (全部又は一部) 一部の場合は、その分類を記載
VI.	The application does not conform to the requirements of the Israeli trademarks law under article/s:	拒絶の根拠となる条文
VII.	Grounds for refusal:	具体的な拒絶の理由

具体的な拒絶の理由 (つづき)

VIII. If the applicant does not respond within the time limit (3 months of the issue date) :

- the international registration shall be considered abandoned in Israel.
- the goods/services protected in class/es 3 & 11 - won't include the items indicated in this office action.**
- Class/es _____ - will be omitted from the application.
-

応答がなかった場合の出願の取扱い

IX. Information relating to an earlier registered mark/s :

先登録商標の情報

- (i) 出願日、商標番号、及び優先日 (あれば)
- (ii) 登録日、及び登録番号 (有効であれば)
- (iii) 権利者名及び住所
- (iv) 先登録商標
- (v) 関連する分類

同一又は類似の商標の出願情報

X. Information relating to the identical or similar trade mark application/s :

- XI. Time limit for requesting review or appeal begins: 再審査又は上訴の請求期限開始日
- Time limit for requesting review or appeal end 再審査又は上訴の請求期限終了日

XII. Authority to which such request for review or appeal should be made:

Israeli Patent Office, Trademarks Department
1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5,
Jerusalem, 9695101, Israel
Phone: 972-2-5651627, Fax: 972-2-6467026
E-mail: trademarks@justice.gov.il

再審査又は上訴の請求先

XIII. Indications concerning the appointment of a representative:

In order to file a request for review or appeal, you will need to appoint a representative domiciled in Israel.

現地代理人の任命の指示

XIV. Signature:



登録官の署名

Orly Markus, Trademarks examiner

XV. Corresponding essential provisions of the applicable law:

適用する条文の列挙

Definition	1.	In this Ordinance -"Trademark" - means a mark used, or intended to be used, by a person in relation to goods he manufactures or deals in;
Marks eligible for registration	8.	(a) No mark is eligible for registration as a trademark unless it is adapted to distinguish the goods of the proprietor of the mark from those of other persons (a mark so adapted being hereinafter referred to as a "distinctive mark"). (b) In determining whether a trademark is distinctive, the Registrar or the Court may, in the case of a trademark in actual use, take into consideration the extent to which such use has rendered such trademark in fact distinctive for goods in respect of which it is registered or intended to be registered.
Limitation to certain colors	9.	A trademark may be limited in whole or in part to one or more specified colors, and in such a case the fact that it is so limited shall be taken into consideration by the Registrar or Court having to decide as to the distinctive character of such trademark. If and so far as a trademark is registered without limitation of color, it shall be deemed to be registered for all colors.
The scope of registration	10.	(a) A trademark must be registered in respect of particular goods or classes of goods. (b) Any question as to the class within which any goods fall shall be determined by the Registrar, whose decision shall be final.
Marks ineligible for registration	11.	The following marks are not eligible for registration: (1) A mark referring to some connection with the President of the State or his household or to presidential patronage or a mark from which any such connection or patronage might be inferred; (2) Flags and emblems of the State or its institutions, flags and emblems of foreign states or international organizations, and any mark resembling any of these; (3) Public armorial bearings, official signs or seals used by any State to indicate control or warranty, and any sign resembling any of these and any sign from which it might be inferred that its proprietor enjoys the patronage of or supplies goods or renders services to a head of State or a Government, unless it is proved to the Registrar that the proprietor of the mark is entitled to use it; (4) Marks in which the following words appear - "patent", "patented", "by royal letters patent", "registered", "registered design", "copyright", "to counterfeit this is forgery" or words to like effect; (5) Marks which are or may be injurious to public policy or morality; (6) Marks likely to deceive the public, marks which contain false indications of origin and marks which encourage unfair trade competition; (6A) A mark containing a geographical marking in relation to goods that do not originate in the geographical area indicated, or a geographical marking that could be misleading in relation to the genuine geographical area of the origin of the goods; (6B) A mark containing a geographical marking that is verbally correct but contains a false representation to the effect that the goods originate in another geographical area;

見本は全 8 ページであるが、これ以降は条文の列挙のみであるため、添付は省略した。

②暫定的拒絶通報への応答期間

職権による暫定的拒絶通報に対する応答期間は、ILPO が暫定的拒絶通報を発行した日から 3 か月である³⁴（商標令第 22 条(A)、商標規則（一般）第 24 規則(B)、第 25 規則(A)、第 26 規則(A)）。一方、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に対する応答期間は、ILPO が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月である³⁵（商標規則（一般）第 37 規則）。

ただし、手数料（1 か月ごと 73 NIS）を支払い、書面で請求すれば、応答期間の延長が認められる³⁶（商標令第 22 条(B)）。延長期間は 8 か月まで認められる³⁷。つまり、職権による、及び異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に対する応答期間は、ILPO が暫定的拒絶通報を発行した日から最大でそれぞれ 11 か月及び 10 か月である。

暫定的拒絶通報を発行した日から 3 か月が過ぎた後でも、手数料の支払いを条件として、応答期間の延長は認められる³⁸。

③現地代理人の必要性の有無及び現地代理人の調査方法等

国際登録出願の名義人は、ILPO が提案した限定事項を受け入れる場合を除き、現地代理人を通じて暫定的拒絶通報に対する応答を行う必要がある³⁹。国際登録出願の名義人は、イスラエルでの文書の送付先住所を公用語で登録官に通知しなければならないが、代理人の任命を ILPO に通知していれば、その代理人の住所が送付先住所とみなされる（商標規則（一般）第 9 規則(A)、(B)）。

代理人リストについては、下記ウェブページからダウンロード可能である。

<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/About/PatentAttorneys/Pages/Patentattorneysledger.aspx> [最終アクセス日：2018 年 1 月 31 日]

④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

一部拒絶の暫定的拒絶通報において、拒絶理由がない分類についてのみ商標登録を望む場合は、その暫定的拒絶通報に回答しなくても、その分類について商標登録がなされる⁴⁰。この場合、現地代理人を選任する必要がない。

また、暫定的拒絶通報の応答として、商品及びサービスの一覧表の限定の記録の申請書（MM6）を国際事務局に提出すれば、現地代理人なしに手続を行うことが可能である⁴¹。

³⁴ 脚注 10 のリンク先の「Time limit to respond to ex officio provisional refusal」及び「Calculation of time limit to respond to ex officio provisional refusal」の項を参照。

³⁵ 脚注 10 のリンク先の「Time limit for holder to respond to opposition」及び「Calculation of time limit to respond to provisional refusal based on opposition」の項を参照。

³⁶ 脚注 10 のリンク先の「Option to extend time limit to respond to ex officio provisional refusal. Requirements for extension of time limit」の項を参照。

³⁷ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

³⁸ 同上。

³⁹ 脚注 10 のリンク先の「Requirements for responding to ex officio provisional refusal」の項を参照。

⁴⁰ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

⁴¹ 脚注 10 のリンク先の「Option to review or appeal ex officio provisional refusal」の項を参照。

⑤暫定的拒絶通報に対し応答しない場合又は応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 拒絶確定までの概略

暫定的拒絶通報に対して、応答期間内に応答せず、又は応答したが拒絶理由を解消することができなかった場合は、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される（商標令第 22 条(A)、商標規則（一般）第 26 規則(B)）。この決定は、ILPO から国際事務局を経て、国際登録出願の名義人に書面で通知される。ILPO が決定した拒絶に対しては上訴することができる。それでも拒絶が覆らない場合には、拒絶が確定される。

2) 拒絶確定声明の見本は次ページのとおりである。

3) 拒絶確定声明に使用される言語は、英語である。

4) 異議申立て

イスラエルでは、付与前異議申立制度が導入されている。異議が申し立てられた場合、暫定的拒絶通報が通知される。暫定的拒絶通報から拒絶確定までの概略は、上述したとおりである。異議申立ての詳細については、「(9) 異議」を参照のこと。

拒絶確定声明の見本



Israeli Patent Office, Trademarks Department

1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5,
Jerusalem, 9695101, Israel
Fax: 972-2-6467026
E-mail: trademarks@justice.gov.il

FINAL DISPOSITION ON STATUS OF A MARK 最終処分の内容
- CONFIRMATION OF TOTAL PROVISIONAL REFUSAL - (拒絶確定)
According to Madrid protocol, Rule 18ter(3)

I.	Date:	最終処分 (拒絶確定) の日付
II.	International registration Number:	国際登録番号
III.	Name of the holder:	国際登録の名義人
IV.	Protection of the mark is refused for <u>all</u> the goods and/or services.	拒絶の内容
V.	Signature:	 登録官の署名 Yardena Klein-Yirmiyahu, Trademarks examiner



1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5, Jerusalem, 9695101, Israel
Phone: 972-2-5651627, Fax: 972-2-6467026 trademarks@justice.gov.il

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

1) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合、保護付与が認容され、ILPO は保護認容声明を国際事務局に送付する（マドリッド共通規則第 18 規則の 3(1)、(2)）。

商標がイスラエル内の登録簿に登録され、その商標が国際登録出願された旨が示される（商標令第 56G 条）。

2) 保護認容声明の見本は次ページのとおりである。

3) 保護認容声明に使用される言語は、英語である。

4) 中間状況通知

ILPO の実体審査により指摘された拒絶理由が解消された、又はその実体審査で拒絶理由が発見されなかった場合でも、まだ異議申立期間を終了していない場合には、中間状況通知が発行される。この場合、中間状況通知には、職権による審査の終了と、異議申立てによる暫定的拒絶通報が通知される可能性があることを示されている。中間状況通知の見本は次々ページのとおりである。

保護認容声明の見本



Israeli Patent Office, Trademarks Department

1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5,
Jerusalem, 9695101, Israel
Fax: 972-2-6467026
E-mail: trademarks@justice.gov.il

FINAL DISPOSITION ON STATUS OF A MARK – STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION – CERTIFICATE OF REGISTRATION According to Madrid protocol, Rule 18ter(1)

最終処分の内容
(保護認容)

I.	Date of final disposition:	最終処分 (保護認容) の日付
II.	International registration Number:	国際登録番号
III.	Name of the holder:	国際登録の名義人
IV.	Protection is granted to the mark that is the subject of this international registration for all the goods and/or all the services requested.	保護の内容
V.	Signature:	
		
	Michal Logasi	登録官の署名



1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5, Jerusalem, 9695101, Israel
Phone: 972-2-5651627, Fax: 972-2-6467026 trademarks@justice.gov.il

中間状況通知の見本



Israeli Patent Office, Trademarks Department

1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5,
Jerusalem, 9695101, Israel
Fax: 972-2-6467026
E-mail: trademarks@justice.gov.il

COMPLETION OF EX OFFICIO EXAMINATION 職権審査の終了
- INTERIM STATUS OF A MARK - (中間状況)
According to Madrid protocol, Rule 18bis(1)(a) and (b)

I.	Date Interim status of a mark : 発行日
II.	International registration Number: 国際登録番号
III.	Name of the holder: 国際登録の名義人
IV.	A notification of provisional refusal: 拒絶通知の状況 <input checked="" type="checkbox"/> has not been communicated by the Office (Rule 18bis(1)(a)) <input type="checkbox"/> has been communicated by the Office (Rule 18bis(1)(b))
V.	If a notification of provisional refusal has been issued, the protection may not apply to all the goods and/or services originally claimed. It is recommended to visit the Israeli Trademarks Database (http://www.trademarks.justice.gov.il) or the Global Brand Database (http://www.wipo.int/branddb/en/index.jsp) to view the current status of the mark and the scope of the accepted goods and/or services. Please note, that the Global Brand Database is updated on a weekly bases.
VI.	Once a trade mark is accepted, it must be advertised in our official Trade marks Journal. (a) Date on which the opposition period begins: 異議申立期間の開始日 (b) Date on which the opposition period ends: 異議申立期間の終了日 Within the opposition period (3 months), other people may oppose protection of your trademark. If no one has opposed the protection of your trade mark, by the end of the opposition period, your trade mark will be granted and registered in Israel.
VII.	Signature:  登録官の署名 Matan Hachohen, Trademarks examiner

暫定的拒絶通報に関する留意事項

異議申立ての可能性等



1 Agudat Sport Hapoel St., Technological Garden, Building No. 5, Jerusalem, 9695101, Israel
Phone: 972-2-5651627, Fax: 972-2-6467026 trademarks@justice.gov.il

(7) 登録

①登録簿

拒絶理由が解消された場合、又は拒絶理由が存在しない場合、国際登録出願された商標は、イスラエル内の登録簿に登録され、その商標が国際登録出願された旨が示される（商標令第56G条）。

②登録証書の発行

国際登録出願の場合、基本的に登録証書は発行されない⁴²。

ただし、在外者の場合、現地代理人を介すれば、登録証書の発行を請求することができる。そのため、登録証書が必要であれば、現地代理人を選任する必要がある。登録証書の発行請求には、47 NISの手数料が必要である。登録証書は、請求日からたいてい2、3営業日以内に発行される⁴³。

登録証書の見本は次ページ以降のとおりである。

⁴² 脚注10のリンク先の「Issuance of certificate after grant of protection」の項を参照。

⁴³ ILPOへの質問票調査の回答に基づく。

登録証書の見本



תעודת רישום CERTIFICATE OF REGISTRATION

商標登録証書

This is to certify that the following particulars have been recorded in the Register of Trade Marks.

זאת לתעודה כי הפרטים להלן נרשמו בפנקס סימני המסחר.

ここに商標が表示される。

Trade Mark No.
Application Date
Expiration Date
International Trademark No.

登録番号
出願日
満了日
国際商標番号

מספר סימן
תאריך הגשה
תאריך תום תוקף
מספר סימן בינלאומי

これは、以下の事項が商標登録簿に記録されていることを証明するものである。

Goods/Services
Class:

商品／サービス
分類：

חורות/שירותים
:וג

ここに具体的な商品名が表示される。

Owners
Name: 所有者
氏名 (名称) :

רחוב אגודת ספורט הפועל מס' 1, הגן הטכנולוגי, בניין מס' 5, ירושלים, מיקוד 96951
טלפון: 02-6467026 פקס: 02-5651627

עמוד 1 מתוך 2

ILPO の住所、電話番号、ファックス番号

Address: 住所：

Identification No: 識別番号：

Publication Date
Entry in Register

公告日
登録簿への記録日

תאריך פרסום
נרשם בפנקס

ILPO 長官名、
及び署名



אסא קלינג
רשם הפטנטים
המדגמים וסימני המסחר

庁の印



תעודה זו, כשהיא מוטבעת בחותם הלשכה, הינה אישור כי הסימן נרשם בפנקס סימני המסחר.
This Certificate when impressed with the seal of the Office certifies that the mark has been recorded in the Register of Trade Marks

この証書は、庁の押印がある場合、商標が商標登録簿に記録されていることを証明する。

(8) 登録後の注意事項

1) 使用要件

使用又は使用意思の宣誓書の提出は必要ない⁴⁴。ただし、登録商標が3年間継続して使用されない場合、登録の取消しの申立理由となる(商標令第41条(A))。

商標の単なる広告は、特段の事情⁴⁵がない限り、有効な使用とは認められない(商標令第41条(C)(1))。また、ライセンサーによる使用は、ILPOにライセンスに関する登録がされていない限り、商標権者の使用とは認められない⁴⁶。

2) 登録の取消し

下記の場合には、利害関係人の請求人により商標登録は取り消される(商標令第39条(A)、(A1)、(B)(2)、第41条(A))。

- (a) 商標令第7条から第11条に基づく登録できない場合(出願時に悪意があった場合はいつでも、そうでない場合は登録日から5年以内に請求される必要がある)
- (b) 出願人のイスラエルにおける権利に関して不正競争を招く場合(出願時に悪意があった場合はいつでも、そうでない場合は登録日から5年以内に請求される必要がある)
- (c) テルケル商標⁴⁷について、基礎となる本国登録が存在しなくなった場合
- (d) 善意による使用意思がなく、かつ実際に善意による使用がない場合
- (e) 3年間継続して使用がない場合

3) 登録標記

登録標記については、商標令及び商標規則のいずれにも明記されていない。ただし、TMシンボルを伴う商標の標記が推奨されている⁴⁸。

なお、未登録商標を登録済みであるかのように表示すれば、刑事罰の対象となる(商標令第63条)。

4) 更新

商標登録の存続期間は、出願日から10年であり、10年ずつ更新することができる(商標令第56J条(1)、マドリッド協定議定書第6条(1)、第7条(1))。

商標登録の存続期間が満了する正確な日付は、満了する6か月前に国際事務局から送られる通知で知ることができる(マドリッド協定議定書第7条(3))。

更新については、割増手数料を支払うことで、6か月の猶予期間が認められる(マドリッド協定議定書第7条(4))。この猶予期間を過ぎると登録が取り消される。イスラエルの国

⁴⁴ 脚注6の26ページ「[J]使用要件」の項を参照。

⁴⁵ その商標を付した商品の輸入に対する制限、関税などによる使用の妨げ、又は権利者が管理できないその他の理由など。

⁴⁶ 脚注6の26ページ「[J]使用要件」の項を参照。

⁴⁷ パリ条約6条の5A(1)によって登録された商標。本国で正式に登録された商標は、同盟の他の国においてもそのままその登録出願が認められ、登録される。

⁴⁸ 脚注6の26ページ「[K]登録標記」の項を参照。

内商標とは異なり、登録の回復は認められない（商標令第 56J 条(2)、第 33 条(B)、商標規則（マドプロ）第 13 規則(1)、商標規則（一般）第 53 規則）。

（9）異議

イスラエルでは、付与前異議申立制度が導入されている。この異議申立てに基づく拒絶通報は、18 か月を超えて出される可能性がある⁴⁹（商標令第 56F 条(A) (2)）。

この異議申立てのため、国際登録出願は公告される⁵⁰（商標令第 23 条、商標規則（一般）第 33 規則(1)）。異議申立ては、この公告日後、3 か月以内（延長不可）に、ILPO に提出されなければならない⁵¹（商標令第 24 条(A)、商標規則（一般）第 35 規則）。

この公告の内容は、下記ウェブページから閲覧することができる。内容は、英語及びヘブライ語で表示される。

<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/trademarks/Pages/TrademarkDiary.aspx> [最終アクセス日：2018 年 1 月 31 日]

異議申立ての理由は、上述した絶対的拒絶理由、相対的拒絶理由又は異議申立人がその標章の権利者であることである（商標令第 24 条(A1)）。

異議申立てに基づく暫定的拒絶通報を受けた国際登録出願の名義人は、この通知日から 2 か月以内に応答書類を提出することができる⁵²（商標規則（一般）第 37 規則）。ただし、書面での請求とともに、手数料（1 か月ごと 73 NIS）の支払い及び延長を正当化する証拠の提出を行えば、応答期間の延長が認められる⁵³。延長期間は 8 か月まで認められる⁵⁴。つまり、暫定的拒絶通報に対する応答期間は、ILPO が暫定的拒絶通報を発行した日から最大で 10 か月である。

この暫定的拒絶通報に対する応答書類の提出方法は、商品及びサービスの一覧表の限定の記録の申請書（MM6）を国際事務局に提出する方法でもよい⁵⁵、ILPO に直接提出する方法でもよい。

また、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に対する応答は、現地代理人を通じて行われる必要がある⁵⁶。代理人リストについては、下記ウェブページからダウンロード可能である。

<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/About/PatentAttorneys/Pages/Patentattorn>

⁴⁹ 脚注 10 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

⁵⁰ 脚注 10 のリンク先の「Publication of international registrations for opposition purposes」の項を参照。

⁵¹ 脚注 10 のリンク先の「Time limit to file opposition」、「Calculation of time limit to file opposition」、「Extension of time limit to file opposition. Requirements for extension of time limit」及び「Authority to which an opposition can be filed」の項を参照。

⁵² 脚注 10 のリンク先の「Time limit for holder to respond to opposition」及び「Calculation of time limit to respond to provisional refusal based on opposition」の項を参照。

⁵³ 脚注 10 のリンク先の「Extension of time limit to respond to a provisional refusal based on an opposition. Requirements for extension of time limit」の項を参照。

⁵⁴ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

⁵⁵ 脚注 10 のリンク先の「Option to review or appeal provisional refusal based on opposition」の項を参照。

⁵⁶ 脚注 10 のリンク先の「Requirements for holder to respond to provisional refusal based on opposition」の項を参照。

[eysledger.aspx](#) [最終アクセス日：2018年1月31日]

異議申立てに関する決定は、地方裁判所への上訴の対象となる（商標令第25条(A)）。上訴は、その決定の日から30日以内に行う必要がある（商標令第25条(B)）。この上訴の期限を延長することはできない⁵⁷。

(10) 上訴

登録官による審査又は異議申立てによって、国際登録の保護付与の認容が拒絶された場合、地方裁判所への上訴の対象となる（商標令第19条）。上訴は、その決定の日から30日以内に行う必要がある（商標令第25条(B)）。この上訴の期限を延長することはできない⁵⁸。

その他に、競合出願に関する ILPO の決定、併存登録⁵⁹の決定及び不使用による取消しの決定等についても地方裁判所への上訴の対象となる（商標令第29条(B)、第30条(B)、第41条(E)）。

さらに、地方裁判所の判決に対しては、最高裁判所に上訴することができる⁶⁰。

(11) 権利行使

①権利の発生時期、条件

国際商標は、国際登録日から権利が発生する⁶¹（商標令第56E条(4)）。

②侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

1) 提訴

登録商標又は周知商標（未登録商標を含む）の権利者は、侵害訴訟を提起することができる（商標令第57条(A)）。商標のライセンシーは、正規に登録されている場合であっても提訴できない⁶²。

2) 侵害

侵害とは、権利が付与されていない者の以下の使用をいう（商標令第1条）。

- (a) 商標が登録されている商品若しくはサービス又は記載内容が同一の商品若しくはサービスについて、登録商標又はその商標に類似する標章の使用
- (b) 商標が登録されている分類の商品若しくはサービス又は記載内容が同一の商品若しくは

⁵⁷ ILPO への質問票調査の回答に基づく。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ 誠実な同時使用の場合、又はその他の特別な状況において、登録官が定める条件及び制限に従い、同一商品について同一又は類似の商標の併存登録が認められている（商標令第30条(A)）

⁶⁰ 脚注6の25ページ「[8]上訴」の項を参照。

⁶¹ 脚注6の27ページ「[1]侵害行為／非侵害行為」の項を参照。

⁶² 脚注6の27ページ「[2]救済」の項を参照。

はサービスの公告における登録商標の使用

- (c) 商標がよく知られている商品若しくはサービス又は記載内容が同一の商品若しくはサービスについて、周知商標（未登録商標を含む）又はそれと混同が生じる程度まで類似する標章の使用
- (d) 記載内容が同一ではない商品若しくはサービスについて、登録周知商標又はそれに類似する標章の使用（ただし、その使用がその商品と登録商標権者との関連性を示すおそれがあり、登録商標権者がその使用により被害を受けるおそれがある場合に限る）

3) 救済

侵害訴訟において、原告は、差止め、損害賠償、侵害製品の破棄、侵害製品の原告への譲渡等の救済を求めることができる（商標令第 59 条(A)、第 59A 条(A)）。ただし、登録商標ではない周知商標に関する侵害訴訟においては、原告は差止めによる救済しか求められない（商標令第 59 条(B)）。

商標権侵害等は、刑事犯罪である（商標令第 60 条）。そのため、警察に対して、捜査の開始並びに調査及び押収の執行令状を求めて告発することができる⁶³。

また、消費者に対する欺瞞行為について、行政手続きを通じて商標権を行使することもできる⁶⁴。

4) 通関差止め

商標権者は、商標権が侵害された、又は侵害され得る合理的な疑いがある場合、通関の差止めを税関当局に求めることができる（商標令第 69A 条(A)）。

また、税関当局は、イスラエルに到着する商品の通関時に無作為に検査を行い、侵害の疑いがあれば商標権者に連絡することができる。さらに、税関当局は、税関令等の他の法律の下、刑事捜査を行い、輸入すれば刑事犯罪を構成する商標権侵害商品を差し止めることもできる⁶⁵。

(1 2) マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) 変更 (Transformation)

セントラルアタックにより国際登録が取消しとなった場合、当該国際登録に記録された商品又はサービスの一部又は全部について、イスラエルの国内出願に変更することができる。ただし、当該出願は国際登録が取り消された日から 3 か月以内に行われ、出願にかかる商品又はサービスは国際登録の領域指定により当該出願国で保護されていた商品及びサービスに含まれており、手数料の支払を含む当該締約国の法令に従っていることを条件とする（マドリッド協定議定書 9 条の 5、商標令第 56M 条）。

変更の請求に公式のフォームを用いる必要はないが、在外者の場合、現地代理人を通じ

⁶³ 脚注 6 の 27 ページ「[2]救済」及び「[3]罰則」の項を参照。

⁶⁴ 脚注 6 の 27 ページ「[2]救済」の項を参照。

⁶⁵ 脚注 6 の 28 ページ「[4]権利行使及び税関規定」の項を参照。

て請求を行う必要がある。また、その請求は、ヘブライ語又はアラビア語で行われる必要がある⁶⁶。

申請の手数料は、必要であり、新規出願の手数料と同じ額で、分類の数による⁶⁷。

この変更後の国内商標に対して ILPO は再審査を行わないが、変更前の国際商標の登録に対して異議が申し立てられていた場合は、変更後の国内商標の登録に対して異議が申し立てられているとみなされる（商標令第 56M 条）。

2) 代替 (Replacement)

同一の商標についてのイスラエル国内商標の登録と国際登録が同一人名義でなされている場合には、国際登録は、イスラエル国内商標に認められた権利を損なうことなく、イスラエル国内商標に代替する。ただし、当該国際登録に起因する保護が明示的にイスラエルに及んでおり、イスラエル国内商標の商品又はサービスがイスラエル内で保護が認められた国際登録の領域指定の指定商品又はサービスと対応しており、国内商標の登録後に国際登録の領域指定が通知されていることを条件とする(マドリッド協定議定書 4 条の 2(1))。

代替の請求に公式のフォームを用いる必要はなく、現地代理人なしで請求を行うことができる。ただし、その請求は、ヘブライ語又はアラビア語で行われる必要がある⁶⁸。

手数料は、315 NIS である⁶⁹。

イスラエル商標に代替が記録されたときは、国際事務局に通知され、国際事務局は当該事実を国際登録に記録し、公告し、名義人に通知する（マドリッド共通規則第 21 規則(1)、(2) (a)）。

(13) マドリッド協定議定書に関する宣言

①手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料の宣言をしている⁷⁰。個別手数料は以下のとおりである⁷¹。団体商標や証明商標も同じ個別手数料である。この個別手数料は、2018 年 1 月 25 日現在のものであり、

⁶⁶ 脚注 10 のリンク先の「Requirements to request transformation」の項を参照。

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ 脚注 10 のリンク先の「Requirements」の項を参照。

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 脚注 10 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

⁷¹ WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP Services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → 冒頭の説明文中の「fees」をクリック → 冒頭の「Fees and Payments - Madrid System」の「Types of fees」欄の説明文中の「Individual Fees」をクリックすると、下記リンク先が開く。下記リンク先で「1. Designations made in the international application or subsequent to the international registration」の「Israel」の欄、及び「2. Renewal」の「Israel」の欄を参照。

http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html [最終アクセス日：2018 年 1 月 31 日]

また、「Fees and Payments - Madrid System」の「Fee amounts」欄の説明文中の「Fee Calculator」をクリックすると、下記リンク先が開く。下記リンク先で、具体的な基礎手数料を含めた手数料を計算することができる。具体的には、「Office of origin」でプルダウンメニューから「Japan」を選択し、「Number of classes」、「Type」でプルダウンメニューから該当するものを選択し、各国一覧から「Israel」にチェックを入れ、「Calculate」をクリックすれば、手数料の総額、内訳を確認することができる。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp> [最終アクセス日：2018 年 1 月 31 日]

変更される可能性がある。

	1 分類	1 分類追加ごとの増加分
国際出願又は事後指定	423 スイスフラン	318 スイスフラン
更新	754 スイスフラン	636 スイスフラン

②暫定的拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言

暫定的拒絶通報の期間を 18 か月とすることを宣言している⁷²。

また、暫定的拒絶通報の期間である 18 か月が過ぎても、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が出される可能性について通知することを宣言している⁷³。

③使用意思の宣言

使用意思の宣言は求められていない⁷⁴。

④ライセンスに関する宣言

国際登録簿のライセンスの記録は、イスラエル国内でも有効である⁷⁵。

ライセンスを第三者に対抗させるためには、ライセンスを登録する必要がある（商標令第 50 条(B)）。また、未登録ライセンシーによる商標の使用は、商標権者の使用とは認められないため、不使用による登録取消しを避けるためには、ライセンス登録が必要である。さらに、ライセンサー及びライセンシーが関連会社であってもライセンス登録は必要である。ライセンスが正規に登録された場合には、登録請求日から有効とされる⁷⁶。

なお、直接 ILPO へライセンス登録を行うこともできる。そのためには、ライセンサー及びライセンシーが作成したライセンス、ライセンサー及びライセンシーを代理する委任状を ILPO に提出する必要がある⁷⁷。

（1 4）特徴的な制度

1) 先登録主義

2) コンセント制度

商標の審査において出願商標が先行登録商標に類似すると判断される場合であっても、

⁷² 脚注 10 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

⁷³ 同上。

⁷⁴ 脚注 6 の 26 ページ「[J]使用要件」の項を参照。

⁷⁵ 脚注 10 のリンク先の「Effect of recording (in the International Register) a trademark license related to an International Registration」の項を参照。

⁷⁶ 脚注 6 の 26 ページ「[L]ライセンス及び登録使用者」の項を参照。

⁷⁷ 同上。

当該先行登録商標の商標権者が同意すれば出願商標の登録を認めるコンセント制度は採用されていない。

3) 併存登録

異なる所有者であっても、誠実な同時使用の場合、又はその他の特別な状況において、登録官が定める条件及び制限に従い、同一商品について同一又は類似の商標の併存登録が認められている（商標令第30条(A)）。

(15) ウェブサイト等から入手可能な情報

①商標検索システム

参照アドレス：<http://www.trademarks.justice.gov.il/> [最終アクセス日：2018年1月31日]

検索手順：

手順 1：

ILPO のホームページ

(<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Pages/Default.aspx>) の上段にある「English」をクリックする。

The screenshot shows the top navigation bar of the Israel Patent Office website. A red arrow labeled "クリック" (Click) points to the "English" link in the language selection menu. The menu also includes "עברי" (Hebrew), "Русский" (Russian), and "גודל גופן" (Font size). The main navigation bar contains links for "שירותי Online" (Online services), "יצירת קשר" (Contact), "שיתופי פעולה" (Partnerships), "משרות" (Jobs), "מדע משפטי" (Legal science), "טכסים ותשלומים" (Fees and payments), "חדשות ועדכונים" (News and updates), "מחלקות הרשות" (Directorates), and "אודות הרשות" (About the authority). Below the navigation bar, there is a section titled "מחלקת סימני מסחר" (Trademark Directorate) with a sub-header "מחלקת סימני מסחר" and a description in Hebrew. Below this are four smaller tiles: "מחלקת סימני מסחר" (Trademark), "מחלקת מדגמים" (Designs), "מחלקת PCT" (PCT), and "מחלקת הפטנטים" (Patents). At the bottom, there is a search bar with the text "איתור מידע מהיר" (Fast information search) and a "מידע שימושי" (Useful information) link.

手順 2 :

ILPO の英語版ホームページ

(<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Pages/default.aspx>) が表示される。この画面の中段にある「Trademarks Department」をクリックする。



The screenshot shows the Israel Patent Office website. At the top, there is a navigation bar with 'Ministry of Justice', 'Units of the Ministry of Justice', and 'Israel Patent Office'. A search bar is on the right. Below the navigation bar is a blue header with 'Israel Patent Office' and its Hebrew name 'רשות הפטנטים'. A secondary navigation bar contains 'About', 'Departments', 'Fees', 'Legal Information', 'Cooperation', and 'Contact'. Below this is a breadcrumb trail: 'Ministry Of Justice > Units > Israel Patent Office'.

The main content area features a 'Patents Department' section with a lightbulb graphic and a 'Read More' link. Below this is a row of four departmental tiles: 'PCT Department', 'Designs Department', 'Trademarks Department', and 'Patent Department'. The 'Trademarks Department' tile is highlighted with a red box. A red arrow points from the text 'クリック' (Click) to this tile.

Below the departmental tiles is a 'Databases' section with three options: 'Applications and Patents', 'International Patent Applications', and 'Israeli Trademarks'. To the left of the 'Databases' section are links for 'Contact Us', 'Mailing List', and 'Follow us'. To the right is a link for 'Annual Reports'. At the bottom left is a link 'To Our Hebrew Website'.

手順 3 :

(<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/Trademarks/Pages/default.aspx>) の画面の右中段にある「Trademarks Database」をクリックする。

The screenshot shows the Israel Patent Office website. At the top, there is a navigation bar with 'Ministry of Justice', 'Units of the Ministry of Justice', and 'Israel Patent Office'. A search bar is on the right. Below this is the Israel Patent Office logo and name in Hebrew and English, along with language options (Hebrew, Russian, Arabic) and font size settings. A main navigation menu includes 'About', 'Departments', 'Fees', 'Legal Information', 'Cooperation', and 'Contact'. A breadcrumb trail reads 'Ministry Of Justice > Units > Israel Patent Office > Departments > Trademarks'. On the left, a 'Trademarks' sidebar lists 'About', 'Classification of Goods and Services', 'Guides', 'Trade-Marks Legislation', 'Fees', 'Contact', 'Forms', and 'Online Services'. The main content area has an 'About' section with the text: 'What are trademarks? Trademarks are letters, digits, words, images, symbols or a combination thereof, which are used by manufacturers or service providers in order to identify their goods and services to the consumers.' Below this is a 'Useful Information' section with 'Fees', 'Forms', and 'Guides' buttons. On the right, an 'Online Services' section lists 'Trademarks Database' and 'Trademarks Journal', with 'Trademarks Database' highlighted by a red box and a red arrow pointing to it from the Japanese text 'クリック' below.

手順 4 :

ILPO が運営する公的な商標検索データベース (<http://www.trademarks.justice.gov.il/>) が表示される。ただし、この検索データベースは、ヘブライ語の表示しかない。

AK AK AK גודל גופן AK
English

Online חפוש סימני מסחר - רשות הפטנטים - Israel Patents Office
משרד המשפטים

סרטון הדרכה הגשת בקשות ופניות יומן סימני מסחר

חפוש סימני מסחר

הכל	3) 有効性 תוקף סימן	הכל	2) 登録の種類 סוג רישום	1) 商標番号 מספר סימן
	5) 国際番号 מספר בינלאומי			4) 国内商標又は国際商標 לאומי / בינלאומי
כולל את הביטוי במדויק	7) 用語の検索方法 צורת חפוש מילים			6) 用語 מילים בשם הסימן
	9) 顧客番号 מספר לקוח			8) 権利者名 שם בעלים

עד	10) 出願日 תאריך בקשה מ
עד	11) 登録日 תאריך רישום מ

בחר	12) 標章の種類 סוג סימן
בחר	13) 商品又はサービス分類 סיווג סחורות / שירותים
בחר	14) ウィーン分類 סיווג דמויות

אתר נקה

בחר תצוגה:

רשימת תוצאות חפוש

מספר סימן	הסימן	בעלים עיקריים	מצב	תאריך בקשה	תאריך רישום	סיווג	מספר בינלאומי	דמות	נסח
-----------	-------	------------------	-----	------------	-------------	-------	---------------	------	-----

אין פריטים להצגה פריטים לעמוד 25 עמוד 0 מתוך 0

手順5：

この画面において、検索項目は以下のとおりである。

1) רפסמ נמיס (商標番号)

直接入力する。

2) גוס מושיר (登録の種類)

プルダウンメニューの「לכה (すべて)」、「נמיס רחסמ (商標)」、「יצוביק (団体)」、「רשאמ (~より)」、「יצוביק / רשאמ (団体又は~より)」及び「יוניכ רוקמ (起原名)」のうちいずれか一つを選択する。

3) פקות נמיס (有効性)

プルダウンメニューの「לכה (すべて)」、「פקותב (有効)」及び「אל פקותב (無効)」のうちいずれか一つを選択する。

4) ימואלניב / ימואל (国内商標又は国際商標)

プルダウンメニューの「ימואלניב (国際)」、「סיסב ימואלניבל (国際基礎)」及び「ימואל (国内)」から選択する (複数選択可)。

5) רפסמ ימואלניב (国際番号)

直接入力する。

6) מילימ משב נמיסה (用語)

直接入力する。

7) תרוצ שופיה מילימ (用語の検索方法)

プルダウンメニューの「עפומ תיליחתכ (正確にその用語を含む)」、「ללכ תא יוטיבה קיודמב (その用語から始まる)」、「לכה- ללכ יטנופ (その用語で終わる)」、「לכה- ללכ יטנופ (すべて-表音を含む)」及び「יוטיבה עפומ קלחכ (一部に含まれる)」のうちいずれか一つを選択する。

8) מש מילעב (権利者名)

直接入力する。

9) קיראת השקב מ (顧客番号)

直接入力する。

10) קיראת מושיר מ (出願日)

直接日付を入力するか、又はカレンダーから日付を選択する。

11) קיראת מושיר מ (登録日)

直接日付を入力するか、又はカレンダーから日付を選択する。

12) גוס נמיס (標章の種類)

プルダウンメニューの「ינעבצ (色彩)」、「תלת דמימ (立体)」、「לילצ (音響)」及び「מע דוקינ תירבע (楽譜付きヘブライ)」から選択する (複数選択可)。

13) גוויס תורוחס / מיתוריש (商品又はサービス分類)

プルダウンメニューの第1類から第45類の中から選択する (複数選択可)。

14) גוויס תויומד (ウィーン分類)

プルダウンメニューの種類から選択する (複数選択可)。

ここでは、以下の条件で検索を行った。

- 2) גוס מושיר (登録の種類) : 「לכה (すべて)」
- 3) פקות ומיס (有効性) : 「לכה (すべて)」
- 6) מילימ משב ומיסה (用語) : beer
- 7) מילימ שופיה תרוצ (用語の検索方法) : 「ללוח תא יוטיבה קיודמב (正確にその用語を含む)」
- 10) מושיר מ (出願日) : 2016年1月1日から2016年12月31日まで

検索画面の下に検索結果が表示される。

クリックすれば、
検索が開始される。

検索画面の下に、以下のような検索結果リストが表示される。

1) 商標番号	2) 標章	3) 主な権利者	4) ステータス	5) 出願日	6) 登録日	7) 分類	8) 国際番号	9) 図形	10) 概要
מספר סימן	תמונת הסימן	בעלים עיקריים	מצב	תאריך בקשה	תאריך רישום	סיווג	מספר בינלאומי	דמות	נסח
283619	ים ואוכל רחוב באר שבע אלבי	חועי דאי	קובל	11/03/2016		43			
284173	Tiger SINCE 1932 World...	HEINEKEN ...	בחינה ש...	30/03/2016		32			
284778	ASAHI BREWERIES LI...	Asahi Grou...	קובל	23/01/2016		32	1296540		
288731	P PRAGA Premium Pils ...	Internationa...	ממתין ל...	17/06/2016		32	1173913		
289339	K-Vari Beer	עלית משקאות ...	רשום	08/11/2016	02/04/2017	32			

クリックすれば、概要が閲覧できる。

クリックすれば、詳細が閲覧できる。

手順6 :

検索結果リストの項目は、右から順に、以下のとおりである。

- 1) רפסמ נמיס (商標番号)
- 2) נמיסה (標章)
- 3) סיירקיע מילעב (主な権利者)
- 4) בצמ (ステータス)
- 5) קיראת מושיר (出願日)
- 6) קיראת מושיר (登録日)
- 7) גוייס (分類)
- 8) רפסמ ימואלניב (国際番号)
- 9) תומד (図形)
- 10) תסנ (概要)

このうち、1) רפסמ נמיס (商標番号) をクリックすると、詳細を閲覧することができる (詳細画面)。

また、10) תסנ (概要) をクリックすると、PDF で概要を閲覧することができる。

詳細画面

1) 標章
2) 主な権利者
3) ステータス
4) 商標番号
5) 国際番号
6) 登録の種類
7) 出願日
8) 登録日
9) 分類
10) 標章の文書

תאריך מסמך	תיאור	סוג
02/04/2017	תעודת רישום	תעודת רישום
15/12/2016	נסח סימן מסחר	נסח סימן מסחר
15/12/2016	מכתב קבלה	מכתב קבלה
08/12/2016	תשובה לדו"ח בחינה	אחר
10/11/2016	מכתב סירוב	מכתב סירוב
10/11/2016	אישור הגשת בקשה חדשה	אישור הגשת בקשה חדשה
08/11/2016	pdf.16110614240	מסמך נלווה לבקשה לרישום סימן מסחר
08/11/2016	pdf.16110614241	יפני כוח
08/11/2016	pdf.16110614231	מכתב נלווה לבקשה לבחינה על אתר
08/11/2016	pdf.16110614231	תצהיר לתמיכה בבחינה על אתר

קליק אלוהא, אדאא א PDF א דאאןרואד אאאא.

手順7：

上記の詳細画面では、以下の項目が表示されている。

- 1) נמיסה (標章)
- 2) מילעב סיירקיע (主な権利者)
- 3) בצמ (ステータス)
- 4) רפסמ נמיס (商標番号)
- 5) רפסמ ימואלניב (国際番号)
- 6) גוס מושיר (登録の種類)
- 7) קיראת השקב (出願日)
- 8) קיראת מושיר (登録日)
- 9) גוייס (分類)
- 10) יכמסמ ה נמיס (標章の文書)

このうち、10) יכמסמ ה נמיס (標章の文書) のハイパーリンクをクリックすると、文書をPDFでダウンロードすることができる。

②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

参照アドレス：

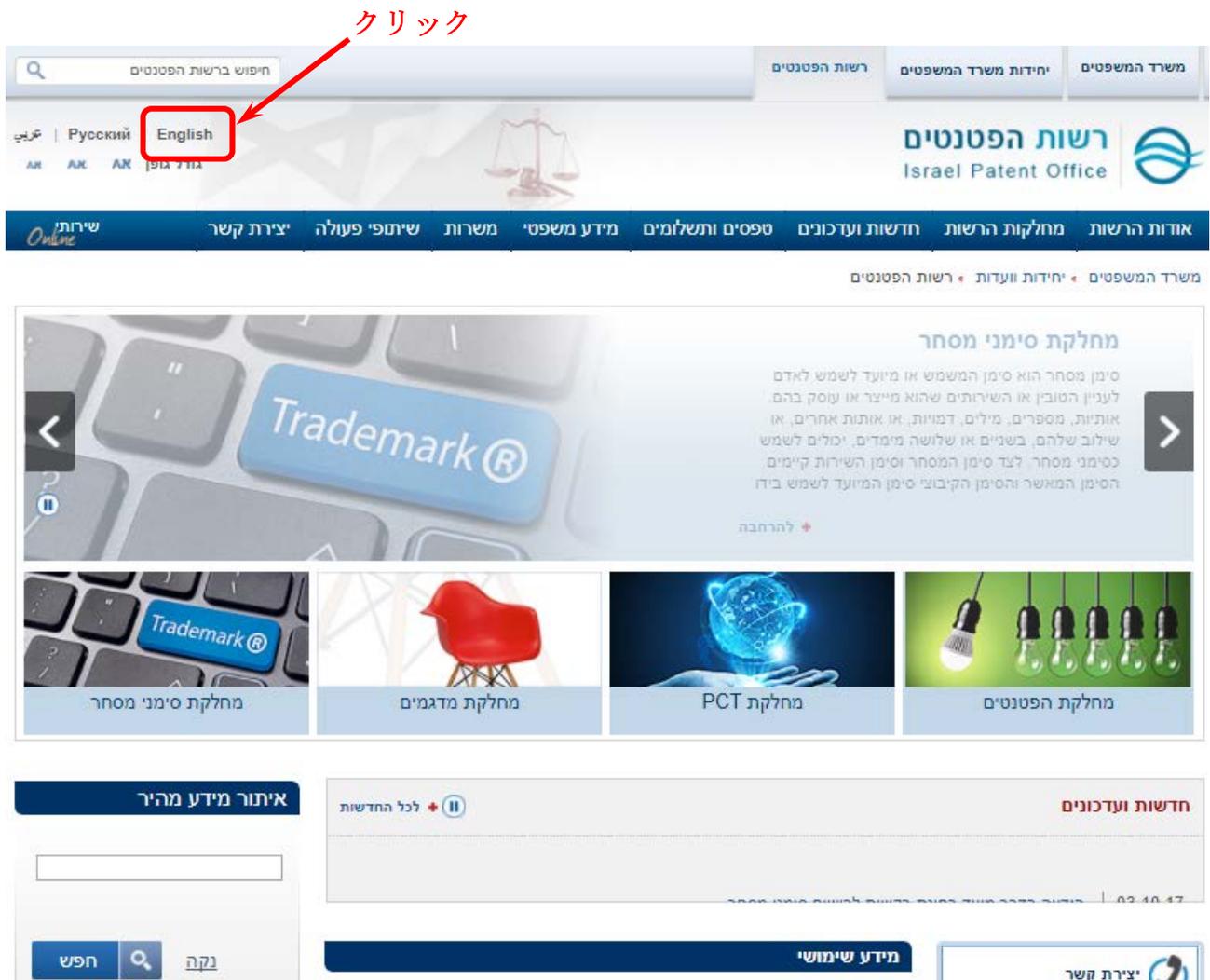
<https://webaccess.wipo.int/mgs/index.jsp?lang=en> [最終アクセス日：2018年1月31日]

検索手順：

手順1：

ILPO のホームページ

(<http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Pages/Default.aspx>) の上段にある「English」をクリックする。



The screenshot shows the homepage of the Israel Patent Office. At the top, there is a search bar and navigation tabs for 'רשות הפטנטים' (Patent Office), 'יחידות משרד המשפטים' (Ministry of Justice Units), and 'משרד המשפטים' (Ministry of Justice). Below this, there are language options: 'עברית', 'Русский', and 'English'. A red arrow labeled 'क्लिक' (click) points to the 'English' link. The main navigation bar includes 'אודות הרשות' (About the Authority), 'מחלקות הרשות' (Authorities), 'חדשות ועדכונים' (News and Updates), 'טפסים ותשלומים' (Forms and Payments), 'מידע משפטי' (Legal Information), 'משורות' (Sources), 'שיתופי פעולה' (Partnerships), and 'יצירת קשר' (Contact Us). The main content area features a 'מחלקת סימני מסחר' (Trademark Department) section with a 'Trademark®' keyboard key image and a text box explaining trademark rights. Below this are four smaller sections: 'מחלקת סימני מסחר' (Trademark Department), 'מחלקת מדגמים' (Design Department), 'מחלקת PCT' (PCT Department), and 'מחלקת הפטנטים' (Patent Department). At the bottom, there is a search bar, a 'מידע שימושי' (Useful Information) section, and a 'יצירת קשר' (Contact Us) button.

手順 2 :

ILPO の英語版ホームページ

(<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Pages/default.aspx>)が表示される。この画面の中段にある「Trademarks Department」をクリックする。

The screenshot shows the Israel Patent Office website. At the top, there is a navigation bar with 'Ministry of Justice', 'Units of the Ministry of Justice', and 'Israel Patent Office'. A search bar is on the right. Below the navigation bar is a header with the ILPO logo and name in Hebrew and English, and language options (Hebrew, Russian, Arabic) and font size settings. A dark blue menu bar contains 'About', 'Departments', 'Fees', 'Legal Information', 'Cooperation', and 'Contact'. Below this is a breadcrumb trail: 'Ministry Of Justice > Units > Israel Patent Office'. The main content area features a 'Patents Department' section with a lightbulb graphic and a 'Read More' link. Below this is a row of four department tiles: 'PCT Department', 'Designs Department', 'Trademarks Department' (highlighted with a red box), and 'Patent Department'. A red arrow points from the 'Trademarks Department' tile to the 'Databases' section below, which contains three database tiles: 'Applications and Patents', 'International Patent Applications', and 'Israeli Trademarks'. The 'Israeli Trademarks' tile has a 'TM' symbol. To the right of the 'Databases' section is an 'Annual Reports' tile. On the left side, there are 'Contact Us', 'Mailing List', and 'Follow us' (with a Facebook icon) buttons. At the bottom left is a 'To Our Hebrew Website' button with a right-pointing arrow. The Japanese text 'クリック' (Click) is written in red at the bottom right, with a red arrow pointing to the 'Trademarks Department' tile.

手順 3 :

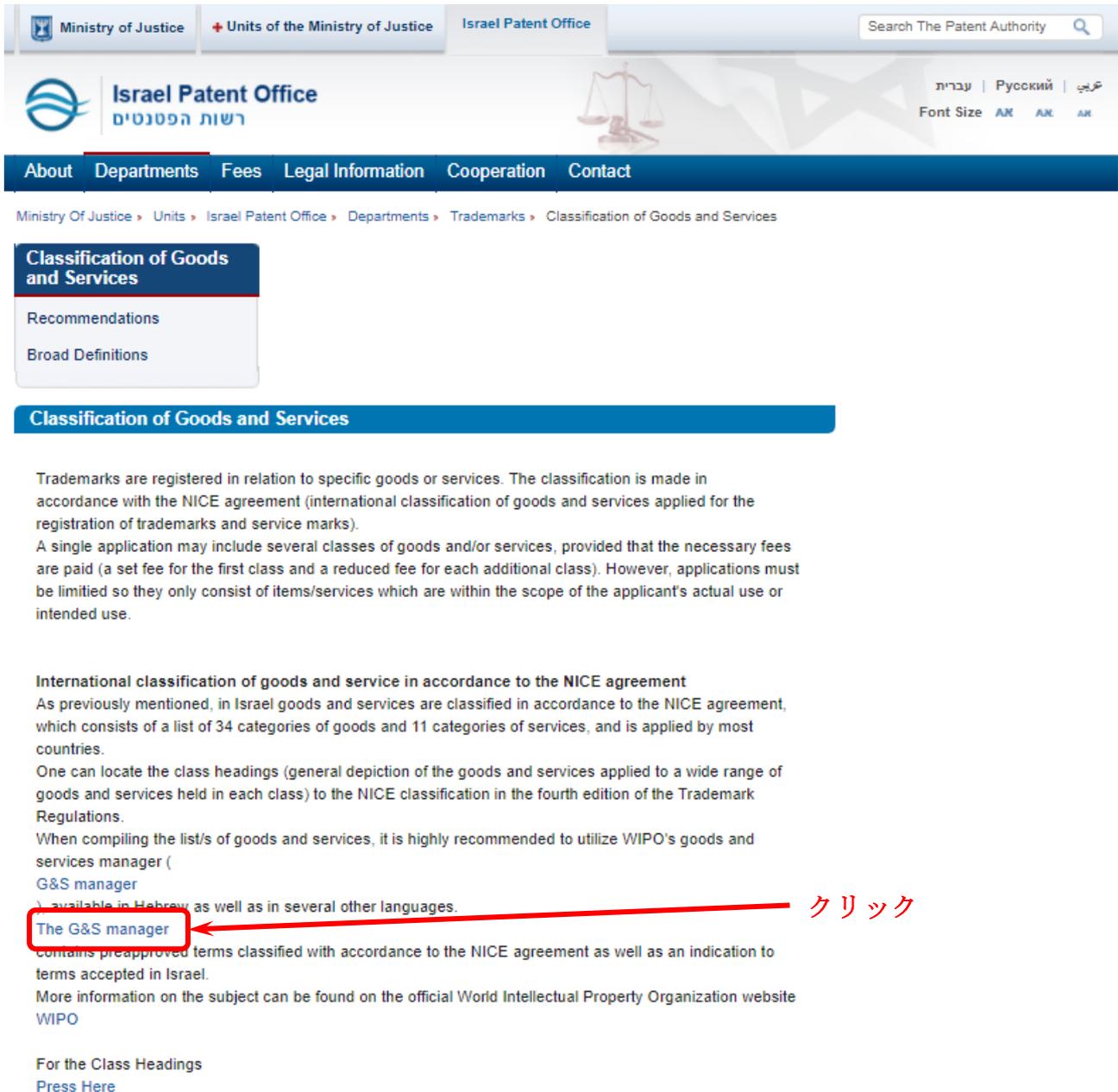
(<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/Trademarks/Pages/default.aspx>) の左のメニューから「Classification of Goods and Services」をクリックする。

The screenshot shows the Israel Patent Office website. At the top, there is a navigation bar with 'Ministry of Justice', 'Units of the Ministry of Justice', and 'Israel Patent Office'. A search bar is on the right. Below the navigation bar is a blue header with 'About', 'Departments', 'Fees', 'Legal Information', 'Cooperation', and 'Contact'. A breadcrumb trail reads 'Ministry Of Justice > Units > Israel Patent Office > Departments > Trademarks'. On the left, a 'Trademarks' menu is displayed with 'Classification of Goods and Services' highlighted by a red box and a red arrow pointing to it. Other menu items include 'About', 'Guides', 'Trade-Marks Legislation', 'Fees', 'Contact', 'Forms', and 'Online Services'. Below the menu are 'Contact Us' and 'Mailing List' buttons. At the bottom left, there is a link to the Hebrew website. The main content area features an 'About' section with the text 'What are trademarks?' and 'Trademarks are letters, digits, words, images, symbols or a combination thereof, which are used by manufacturers or service providers in order to identify their goods and services to the consumers.' To the right of this text is an image of a keyboard with a 'Trademark' key. Below the 'About' section is a 'Useful Information' section with three tiles: 'Fees', 'Forms', and 'Guides'. On the right side, there is an 'Online Services' section with 'Trademarks Database' and 'Trademarks Journal'.

クリック

手順 4 :

(<http://www.justice.gov.il/EN/UNITS/ILPO/DEPARTMENTS/TRADEMARKS/CLASSIFICATIONOFGOODSANDSERVICES/Pages/Classification-of-Goods-and-Services.aspx>) の下段にある「The G&S manager」をクリックする。



Ministry of Justice | Units of the Ministry of Justice | Israel Patent Office

Search The Patent Authority

Israel Patent Office
רשות הפטנטים

עברית | Русский | عربي
Font Size AA AA AA

About | Departments | Fees | Legal Information | Cooperation | Contact

Ministry Of Justice > Units > Israel Patent Office > Departments > Trademarks > Classification of Goods and Services

Classification of Goods and Services

Recommendations

Broad Definitions

Classification of Goods and Services

Trademarks are registered in relation to specific goods or services. The classification is made in accordance with the NICE agreement (international classification of goods and services applied for the registration of trademarks and service marks).

A single application may include several classes of goods and/or services, provided that the necessary fees are paid (a set fee for the first class and a reduced fee for each additional class). However, applications must be limited so they only consist of items/services which are within the scope of the applicant's actual use or intended use.

International classification of goods and service in accordance to the NICE agreement

As previously mentioned, in Israel goods and services are classified in accordance to the NICE agreement, which consists of a list of 34 categories of goods and 11 categories of services, and is applied by most countries.

One can locate the class headings (general depiction of the goods and services applied to a wide range of goods and services held in each class) to the NICE classification in the fourth edition of the Trademark Regulations.

When compiling the list/s of goods and services, it is highly recommended to utilize WIPO's goods and services manager (G&S manager) available in Hebrew as well as in several other languages.

The G&S manager contains preapproved terms classified with accordance to the NICE agreement as well as an indication to terms accepted in Israel.

More information on the subject can be found on the official World Intellectual Property Organization website WIPO

For the Class Headings
[Press Here](#)

クリック

手順5：

MGS・Madrid Goods & Services Manager

(<https://webaccess.wipo.int/mgs/index.jsp?lang=en>) に接続される。

指定商品又は指定サービスの用語が有効かどうか検索のために、まず左のメニューの「Search」が選択されている状態で、テキストボックスにキーワードを入力し、虫眼鏡ボタンをクリックする。以下では、例として、テキストボックスに「beer」を入力する。なお、右上段のプルダウンメニューで日本語を選択すれば、日本語での検索も可能である。

The image shows a sequence of three screenshots from the WIPO MADRID MGS website. The top screenshot shows the main interface with a search box containing 'beer' and a magnifying glass icon. A large arrow labeled '拡大' (Zoom) points to the bottom-left screenshot. The bottom-left screenshot is a zoomed-in view of the search box, with red boxes around the text input field and the magnifying glass icon. Red arrows point to these elements with the labels '用語を入力' (Enter term) and 'クリック' (Click). A second large arrow labeled '拡大' (Zoom) points to the bottom-right screenshot. The bottom-right screenshot is a zoomed-in view of the top-right corner of the page, showing a language selection dropdown menu with 'English' selected. A red box highlights the dropdown, and a red arrow points to it with the label '言語を選択可能' (Language selection possible).

手順6：

入力したキーワードを含む用語の一覧が左側に表示される。

①その一覧の中から、イスラエルで有効か否かを調べたい用語を選択する（複数選択可）。ここでは、一番上の「N₁₁ 32 beer」及びその下の「32 beer」を選択する。なお、N₁₁とはニース分類のことである。なお、左側のテキストボックスと用語一覧表示の間にある「NICE only」にチェックを入れると、ニース分類のみが表示される。

②次に、真ん中の画面に、選択した二つの用語が表示される。ここでは、「32002 beer」と「beers」が表示される。

③二つの用語が表示されたと同時に、やや離れた上段に、「Check acceptance by designated Contracting Party (dCP)」が表示される。それをクリックする。

④次に、国を選択する画面が表示される。「IL Israel」にチェックを入れ、「OK」をクリックする。

The screenshot shows the WIPO MADRID MGS interface. On the left, a search box contains 'beer' and a list of results is shown. The first two results are 'N₁₁ 32 beer' and '32 beer', both of which are highlighted with a red box and an arrow pointing to the instruction '①用語一覧の中から、イスラエルで有効か否かを調べたい用語を選択する。'. The 'NICE only' checkbox is checked. In the center, the selected terms '32002 beer' and 'beers' are displayed in a red box with an arrow pointing to '②選択した用語が表示される。'. At the top right, a button labeled 'Check acceptance by designated Contracting Party (dCP)' is highlighted with a red box and an arrow pointing to '③クリック'.

The screenshot shows the 'Check acceptance by designated Contracting Party (dCP)' dialog box. It contains a list of countries with checkboxes. The checkbox for 'IL Israel' is checked and highlighted with a red box and an arrow pointing to the instruction '④「IL Israel」にチェックを入れ、「OK」をクリックする。'. At the bottom of the dialog, the 'OK' button is highlighted with a red box.

手順 7 :

イスラエルで有効な用語であれば、用語の左横に緑色で「IL」と表示される。
有効でない場合には、赤字の「IL」、不明な場合は灰色で「IL」と表示される。

WIPO MADRID
The International Trademark System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

MGS • Madrid Goods & Services Manager

Import list Expo

Browse Search

beer

NICE only

105 results in class(es)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

Nr. 32 beer

32 beers

Nr. 2 colorants for beer

Nr. 7 beer pumps

16 beer mats

32 Beers; mineral and aerated waters and other non-alcoholic beverages; fruit beverages and fruit juices; syrups and other preparations for making beverages.

dCP Accepted by dCP dCP Rejected by dCP dCP Status unknown

IL 320002 beer

IL beers

有効の場合 : 緑色の「IL」
有効でない場合 : 赤字の「IL」
不明な場合 : 灰色で「IL」

(参考情報)

ニース分類の第2類、第13類、第14類、第15類、第18類、第22類、第23類、第24類、第25類、第26類、第27類、第32類、第33類、第34類の類見出し (Class Heading) は受け入れられるが、それ以外の類見出しについては使わないことが推奨されている。

また、拒絶される類見出しに関する情報は、以下の URL からダウンロードできる。

http://www.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/trademarks/HoraotAvoda/Pages/International_Exam.aspx [最終アクセス日：2018年1月31日]

具体的には、上記 URL の画面 (下図参照) 「תניחב תושקב תוימואלניב מושירל ומיס רחסמ - 30.13' עהלש 16 הרודהמ (第16版30.13-商標登録のための国際出願の審査)」をクリックすると、MS-Word形式で「商標登録のための国際出願の審査ガイドライン」をダウンロードできる。この審査ガイドラインの付録A2に、拒絶される類見出しの詳細が記載されている。



ביחנת בקשה בינלאומית

הוראות העבודה לביחנת בקשה בינלאומית כוללות הנחיות לביחנה ראשונה ולביחנה שנייה של בקשה בינלאומית. לצידן מופיעות גם הנחיות לביחנת ציונים גיאוגרפיים במסגרת סימן מסחר.

מהדורה 16 של הע' 30.13 - ביחנת בקשות בינלאומיות לרישום סימן מסחר

הוראות עבודה

- אודות הרשות
- מחלקות הרשות
- מחלקת פטנטים
- מחלקת PCT
- מחלקת מדגמים
- מחלקת סימני מסחר

קליק אודות הרשות

クリックすれば、審査ガイドラインをダウンロードできる。